

Title	古版経済書解題 サー・エドワード・ウエスト著 一千八百十五年版『土地に対する資本の適用に関する論文』
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.3 (1936. 3) ,p.415(131)- 421(137)
JaLC DOI	10.14991/001.19360301-0131
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360301-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

サー・エドワード・ウエスト著一千八百十五年版

「土地に對する資本の適用に關する論文」

高橋誠一郎

吾人がサー・エドワード・ウエスト(Sir Edward West)の小冊子「土地に對する資本の適用に關する論文」(Essay on the Application of Capital to Land, with Observations shewing the Impolicy of any great restriction of the importation of corn, and that the Bounty of 1688 did not lower the price of it, 1815.)を讀み得るの機會は多く、ジョン・ホップキンス大學經濟學准教授ホルランダー博士(Jacob. H. Hollander)の「經濟小論篇複刻」(A Reprint of Economic Tracts, 1903.)中の二冊に於いて得られる。吾人は是れまで屢々此の翻刻版に據つて此の名著に關説し來つたのであるが、(昭和四年版拙著「經濟學史」二五八—二六一頁参照)、今回其の原版を入手し得たるを機として、茲に其の表題頁の寫真版を掲げ、併せて聊か本書の解題を試みんとする。ホルランダー博士も其の複刻版中に於いて本篇表題頁の大體の體裁を保持せんことを期して居られるが、而も同版中に掲げられたものは

寫眞版に非ざるが故に微細の點に於いては原版の其れと相違する所あるを免れない。ホルランダーの複版も亦、今日では絶版と爲つてゐる。

此の短論文も亦、吾人が曩きに本誌第三十九卷第十號に於いて紹介せるマルサス及びリカードの諸小冊子と等しく一千八百十三年より同十五年に互れる農業保護問題に關する論争の産物である。而して收益遞減法則及び地代法則は殆んど時を同じうして彼れ及びマルサスによつて表明せられたのである。マルサスの小冊子「地代の本質並びに増進の研究」の公にせられたのは一千八百十五年二月のことであり、ウエストの其れが出版せられたのは同じき年の二月若しくは三月のことと看做される。ウエストは當時上下兩院に於ける穀物委員會の報告(Report from the Select Committee on Petitions relating to the Corn Laws of this Kingdom; together with the Minutes of Evidence, and an Appendix of Accounts. Ordered, by The House of Commons, to be printed, 26 July, 1814; Reports respecting Grain, and the Corn Laws: viz: First and Second Reports from the Lords Committees, appointed to enquire into the state of the growth, commerce, and consumption of grain, and all laws relating thereto;—to whom were referred the several petitions, presented to the House this session, respecting the Corn Laws.—25 July, 1814. Communicated by The Lords, 23d November, 1814. Ordered, by The House of Commons, to be printed, 23 November, 1814.)を讀んで、數年以前に彼れの心に浮んだものであり、彼れに取つて他に説明の途なき經濟學上の幾多の難件を解決するの觀ある斯學上に於ける一原理の存在に關する彼れの意見が委員會に於ける證人の多數によつて確證せられたことを發見したのである。

此の原則は單に、耕作改良の進歩に連れ、原産物の産出は段々と費用多きものと爲る、即ち他の言葉を以つてす

ESSAY
ON THE
APPLICATION OF CAPITAL
TO
LAND,
WITH
OBSERVATIONS
SHEWING THE
IMPOLICY
OF
ANY GREAT RESTRICTION OF THE
IMPORTATION OF CORN,
AND
THAT THE BOUNTY OF 1688 DID NOT LOWER THE
PRICE OF IT.

BY
A FELLOW OF UNIVERSITY COLLEGE,
OXFORD.

LONDON:

PRINTED FOR T. UNDERWOOD, 59, FLEET STREET;

By G. Roworth, Bill Post, Temple Bar.

1815.

れば、土地の純収益が其の總収益に對する比率は持續的に減少しつゝあると云ふものは是れである。總収益によつて彼れは勿論何等生産費に拘る所なく全収益を意味し、純収益によつて生産費を補償せる後に於ける總収益の残存せるものを意味する。耕作の進歩に連れ、總収益及び純収益は共に絶えず増加して行かなければならぬ、蓋し、附加的經費若しくは資本は、それが嘗だに投資せられた資本を補償するに足るものゝみならず、這般の資本の上に幾分の増加若しくは利潤をも亦再生産することがなかつたならば、土地の上に投資せらるゝことなかる可きが故である、這般の増加若しくは利潤は純収益である。然しながら、茲に言はんとする所のものは、投資せられた資本のあらゆる附加的定量はより、少なき比例的報酬を生じ、従つて又資本の費さるゝこと愈々大なれば、該資本に對する利潤の比率は益々少なきに至ると云ふに存する。斯くて、彼れは其の上に投資せられた一百磅の資本が二百二十磅、即ち二割の利潤を生ずる土地の或る一定量を想定し、而して二倍の資本、即ち二百磅は二百四十磅、換言すれば二割の利潤を再生産することなく、恐らくは二百三十磅若しくは二百四十磅よりも幾分少なき高を再生産す可きであると稱するのである。利潤の高は疑ひもなく増加せらる可きであるが、而も資本に對する其の比率は減少せらる可きである。(Essay on the Application of Capital to Land, 1815, pp. 1-3)。

凡そ或る國土の改良の進歩に連れ、農業上に於ける労働の生産力が諸製造業に於ける労働の生産力よりも改善せらるゝことゝ急速ならざるの現象は、是れ迄専ら農業に於いては諸製造業に於けるが如く、大なる範圍まで、労働の小分を遂行するの不可能、並びに其の結果たる機械の導入の不可能によつて説明せられて來た。(cf. Adam Smith, Wealth of Nations, Vol. I, Bk. I. c. i, pp. 10, 11.)。然しながら、斯くの如きは唯り相對的(comparative)遅延を説明するに過ぎざる可きである。蓋し労働の小分及び機械の適用の諸効果は農業に於いてすら顯著であり、

而してアダム・スミスの注意を免れたものであり、又農業に於ける是れ等の力の改良を阻止するに於いて積極的(positive)作用を爲す他の原理に由るに非ざれば、諸製造業に於けると等しく這般の技術に於いても亦労働の生産力を著しく増進したであらう、這般の原理は其の作用する程度に従つて斯くの如き増進を妨害するに過ぎざるか、若しくは全然停止するか、或ひは又耕作の進歩に連れ労働の力をして現實に其の生産性を減少せしむることすらある可きである。(Essay, & c. pp. 3-6)。

次いでウェストは移住民の牧畜時代より農業時代への發達を探求する。彼れ等は初め最豊沃なる土地のみを耕作する。人口の壓迫は彼れ等をして更らに豊沃の程度低き土壤に依頼し、又更らに集約的なる耕作法に依頼するの已むなきに至らしめる。未開墾地が耕作せらるゝに至つた事實は、附加的作業が、古くしてより、良好なる土地の上に行はるゝ場合よりも此處に於いては更らに有利であつたことを立證する。斯くの如きは明確に、改良の歩を進むるに連れて、等しき定量の作業が漸次減少しつゝある収益を其の土壤より抽取することを示す。(Ibid., pp. 8-12)。分勞及び機械の適用は諸製造業に在つて労働をして絶えずより、生産的ならしめる、而して同一の諸原因は農業に於いても作用するの傾向を有しつゝあるに拘らず、他の原因、即ち既に耕作せられつゝあるものよりもより、劣悪なる土地に依頼し、又はより、豊沃なる部分に對して更らに集約的にして費用大なる耕作を施すの必要は是れ等の影響を相殺して猶ほ餘りあるものである。(Ibid., p. 25)。斯くて彼れは土地の自然的地代を以つて常に借地人の資本に對する普通の資本利潤を支拂へる後に残存する土地の純収益の部分であると做すスミスの見解を正當と觀る。(Wealth of Nations, Bk. I. ch. ii, p. 223)。最豊沃なる土地の地代の現實の高はより、豊沃の程度低き土壤が耕作に致さるゝに連れて増加す可きであるが、而も資本の利潤は依然として變化なく、借地人の資本に對する土地の地代の比率

が漸次減少しつゝあるものとしたならば、資本に對し、従つて又土地の總收益に對する純收益の比率は改良の歩を進むるに連れて漸次減少しつゝあらねばならぬ。資本の利潤も亦、改良の歩を進むるに連れて漸次減少するとしたならば、斯くの如きは更らに強大なる力を以つて結果しなければならぬ。斯くて上院の報告の四十一頁に於いて、
 證人は、地所が頗る高度の耕作を施されたる所に於いては、地主によつて地代として取得せらるゝ總收益の配分は、地所が更らに不完全に耕作せらるゝ所に於けるよりも少であると説いてゐる。而して斯くの如きは穀物委員の面前に於ける總べての證人の一致せる證言であつた。(cf. pp. 41, 57, 63, 94, 103, 130 of the Lord's Reports; pp. 44, 79, 92, 99, 111, 121, 133, 154, 203 of the Common's Reports, A. D. 1814.) (Essay, &c, pp. 27-28.)

ウエストは「牛津大學一校友」(a Fellow of University College, Oxford.) の匿名を以つて此の書を出版した。其の本職以外のものに關心を有するは恐らく彼れの本業上の出世を害す可しと做す友人等の忠告に従つて彼れは其の姓名を表題頁から除いたのである。リカードオは一千八百十五年三月九日附マルサス宛の書翰に於いて、彼れが注意してウエストの書を読み、其の意見が彼れ自身のものと同じ致すること頗る多きを看出せる旨を述べてゐる。(Letters of David Ricardo to Thomas Robert Malthus 1810-1823, ed. by James Bonar, 1887, p. 63.) 而して彼れは其の「原論」の序文に於いて「一千八百十五年にマルサス氏は其の『地代の本質及び發達の研究』に於いて、又、牛津大學の一校友は其の『土地に對する資本の適用に關する論文』に於いて殆んど同一瞬間に地代の眞學説を世に示した」と記してゐる。(Ricardo, Principles, 1817, p. iv.) 次いで彼れは「一千八百十八年九月十八日ツラワー

宛の書翰に於いて、『牛津大學の校友』は辯護士ウエスト氏である。彼れの小冊子は巧妙なるものであつた。而して彼れは地代及び利潤の眞學説の微光を認めた。私は彼れに會つた。私は彼れが經濟學の研究を拋棄したと信ずる』と書してゐる。(Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others 1811 1823, ed. by James Bonar and J. H. Hollander, 1899, p. 58.)

ウエストは一千八百十四年辯護士の免許を受け、同十七年 A Treatise of the Law and Practice of Extents in Chief and in Aid. With an appendix of forms of writs; affidavits for extents; pleadings to extents; rules of court; and table of fees. を出版し、ボンベイの市裁判所判事に任命せられ、二十二年七月五日を以つてナイトを授けられ、二十四年大審院の創設と共に裁判長と爲つた。ウエストは決してリカードオの説くが如く、全然經濟學の研究を拋棄することはなかつたのであるが、而もリカードオの生存中に於いては其の經濟學上の第二著を公にすることがなかつた。彼れは殆んど完成した「穀物の價格と労働の賃銀」(Price of Corn and Wages of Labour, with observations upon Dr. Smith's, Mr. Ricardo's and Mr. J. Malthus's doctrines upon those subjects; and an attempt at an exposition of the causes of the fluctuations of the price of corn during the last thirty years.) の稿本を携へて印度に渡つたのであるが、其の出版は著しく遅れて一千八百二十六年に至つた。彼れは一千八百二十八年フーナに於ける其の死に先き立つ一箇年以前から其の閑暇の大部分を費して更らに一般的なる經濟學上の問題に關する論述に着手しつゝあつたのであるが、終に之れを果すことが出来なかつた。(The Annual Biography and Obituary, 1830, p. 109; Hollander, op. cit., p. 5.)

(附記)「リカードオ地代學説の先蹤」としてのウエストの地位に就いては故津田誠一氏著「正統學派經濟學説研究」(大正十五年版)三五〇—三八九頁を参照せられんことを望む。